

“赤い羽根”

平成 23 年度 静岡県共同募金会助成要綱

(福) 静岡県共同募金会

静岡市葵区駿府町 1-70

Tel 054-254-5212

I. 助成対象事業

社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。

但し次の各号の一に該当するものは助成対象から除外する。

- 1 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- 2 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- 3 経営の基礎、管理等が不十分で地域住民から信頼されていないもの
- 4 営利を目的とするもの
- 5 活動の内容や財務内容を開示しないもの
- 6 **介護保険事業**
(※中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金を除く。)
- 7 活動開始後 1 年未満のもの
- 8 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの
- 9 国または地方公共団体が設置または経営（委託経営を含む）し、その責任に属するとみなされるもの
- 10 共同募金の助成を受けた後、1 年を経過しない間に寄付金の募集をしたもの
- 11 国または地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分
- 12 負債整理のための助成を希望するもの
- 13 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

II. 助成原則

1. 本会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、一部自己負担を必要とする。
3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
4. 本会は、共同募金、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金（NHK歳末たすけあい義援金、中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金等）を総合調整し助成する。
5. 共同募金を多くの事業者にご利用いただくために、同一事業に対する助成は、最長 5 年間又は 5 回を原則とする。

III. 募集区分

募集の区分	内 容	対 象	詳細
1. 安心・安全・地域の支え合い体制づくり支援事業 ・ 事業費 ・ 機器整備費	～地域の安心・安全の暮らしを住民と共に つくる活動への支援～ ・ 地域のネットワークづくり活動支援 ・ 在宅福祉活動 ・ 人材養成 ・ 調査活動 ・ 啓発活動 ・ 子どもの遊び場の整備(遊具設備の整備) [対象事業年度：平成 23 年度(2011 年度)]	地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委員協議会 小地域活動団体(町内会自治会を含む。) 特定非営利活動法人 など	取扱要領

<p>2. 地域福祉活動 支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 ・ 機器整備費 	<p>地域福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町社会福祉協議会 福祉関係団体 ・ 県域を活動対象 市町を活動対象 <p>[対象事業年度：平成 24 年度(2012 年度)]</p>	<p>特定非営利活動法人 小地域活動団体(町内 会自治会を含む。) 地区社会福祉協議会 地区民生委員児童委 員協議会 社会福祉法人 ボランティア団体 など</p>	<p>取扱 要領</p>
<p>3. 福祉施設 機器整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の法定施設、法定外施設の機器整 備、建物の補修等 <p>[対象事業年度：平成 24 年度(2012 年度)]</p>	<p>社会福祉法人 更生保護法人 特定非営利活動法人 任意団体 など</p>	<p>取扱 要領</p>
<p>4. 緊急助成事業</p>	<p>災害による被災や緊急事態など、緊急に実 施する必要のある事業のみを対象とする。</p> <p>(1)非常災害による、施設団体の復旧費、修 理費。なお、助成率は「3. 福祉施設機 器整備事業」に同じ。</p> <p>(2)施設団体において、次の場合、その復旧 費、修理費。なお、助成率は「3. 福祉 施設機器整備事業」に同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の安全を欠く場合 ②施設団体の著しい機能低下 <p>(3)災害による罹災者（低所得者等）に対す る見舞金</p> <p>(4)災害時の支援制度実施要領に定める次 の活動経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア活動に関する経費 ②災害ボランティアセンター等の活動拠 点事務所に関わる経費 <p>[対象事業年度：随時受付]</p>	<p>共同募金の助成対象 となる施設、団体</p>	<p>—</p>

IV. 受付期間：平成23年4月1日（金）～5月13日（金）

助成を希望するものは、平成23年5月13日（金）までに所在地の市町共同募金委員会に、別に定める様式による助成申請書を2部提出する。
(Ⅲ-4を除く。)

V. 助成審査の流れ

1. 市町共同募金委員会は、意見書を添付して別に定める期日までに、静岡県共同募金会へ提出する。
2. 提出された助成申請書は、事務局においてその内容を点検調査し、配分委員会に提出する。
3. 配分委員は、申請内容について必要性、緊急性などを審査し、理事会で助成を決定する。
なお、必要に応じて、現地調査及び申請者に配分委員会への出席を求め、申請内容について説明を求める場合がある。

VI. 助成金の決定時期

区 分		決定時期		
1	安心・安全・地域の支え合い体制づくり支援事業			
	・事業費 ・機器整備費	平成23年7月		
2	地域福祉活動支援事業			
	・事業費 ・機器整備費			平成24年3月
	・歳末たすけあい事業		平成23年12月	
3	福祉施設機器整備事業			平成24年3月
4	緊急助成事業	随 時		

VII. 助成金の交付方法

1. 事業費（前払い）

「交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。

「実施報告書」を事業完了後1か月以内に提出させ、助成金の精算を行う。

2. 機器整備費等（精算払い）

機器を整備し「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。ただし、内容を事務局で審査の上、必要に応じて現場確認を実施する。

VIII. 助成の変更取消

助成の決定後に、事業の変更・中止等がなされた場合には、助成金を減額、取消し、又は返還させるものとする。

なお、助成率を上回る助成は行わない。

IX. 助成の条件

1. 機器整備の場合

①使途指定内容以外の経費に使用しない。

②上記に反し、または事業が不振の場合は、助成金の一部または全額の返還となる。

③内容や総額の変更は、事前承認を要する。

④総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される。

⑤助成標示

ア 「赤い羽根シール」貼付

イ 「共同募金受配施設」プレート設置：施設門扉、外壁等に設置

ウ 「助成状況一覧」提示：助成歴を受付等に掲示

エ 上記標示が分かる写真で共同募金会に提出する。

⑥助成事業の広報を行う。

ア 「ありがとうメッセージ」作成：共同募金会ホームページ等公開用

イ 「お知らせ回覧版」作成周知：活動地域（学区・自治会）や活動先に回覧配布

ウ 自らの会報誌・ホームページ等への掲載

エ ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載する。

オ 広報用写真は、使用している様子が分かるもの、共同募金会にも提出。

⑦経理処理

ア 社会福祉法人は、会計基準による。

イ 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。

⑧助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。

2. 事業費の場合

- ① 用途指定内容以外の経費に使用しない。
- ② 上記に反し、または事業が不振な場合は、助成金の一部または全額の返還となる。
- ③ 内容や総額の変更は、事前承認を要する。
- ④ 総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される。
- ⑤ 実施年度の指定日までに請求し、年度中に完了する。
- ⑥ 請求がない場合は取消となる。
- ⑦ 年度終了後 1 カ月以内に精算報告する。
- ⑧ 助成標示
 - ア 「赤い羽根助成事業」明記：事業名に冠し、すべての資料に明記。
 - イ 上記資料はすべて提出する。
 - ウ 上記標示が分かる写真で共同募金会に提出する。
- ⑨ 助成事業の広報を行う。
 - ア 「ありがとうメッセージ」作成：共同募金会ホームページ等公開用。
 - イ 「お知らせ回覧版」作成周知：活動地域（学区・自治会）や活動先に回覧配布。
 - ウ 自らの会報誌・ホームページ等への掲載。
 - エ ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載する。
 - オ 広報用写真は、使用している様子が分かるもの。共同募金会にも提出。
- ⑩ 経理処理
 - ア 社会福祉法人は、会計基準による。
 - イ 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。
- ⑪ 助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。

X. 助成物件の管理期間等

助成金により取得した物件の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。

なお、活動の継続が困難な状況になった場合には、助成金により取得した物件は、本会に相談の上、類似の活動団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）に寄贈すること。

XI. その他の資金

1. 用途指定寄付金の助成（受付随時）

寄付者が用途を指定した寄付金の取扱については、「共同募金以外の寄附金取扱規程」による。

2. 各種民間資金

下記の各種民間資金の取扱については、それぞれの募集要項による。

- ① NHK歳末たすけあい義援金
- ② 公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金
- ③ 中央競馬馬主社会福祉財団助成金（推薦業務）

“赤い羽根”

安心・安全・地域の支え合い体制づくり支援事業取扱要領

【対象事業年度：平成23年度（2011年度）】 静岡県共同募金会

1. 対象団体

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、小地域活動団体（町内会自治会を含む）、特定非営利活動法人など、社会福祉活動を行う民間の非営利団体・グループとする。（法人格の有無は問いません。）

2. 対象事業

- (1) 地域のネットワークづくり活動（例：町内会支え合いチームづくり、防犯パトロール活動、災害時要援護者のための体制づくり、避難所運営訓練事業、災害機材整備など）
- (2) 在宅福祉活動（例：声かけ訪問活動、食事サービス事業、子育て支援事業、車椅子の貸出、高齢者サロン事業、子どもの遊び場の整備（遊具設備の整備）など）
- (3) 人材養成（例：傾聴ボランティア等の養成研修会、介護教室など）
- (4) 調査活動（例：一人暮らしの高齢者や災害時要援護者マップ調査、）
- (5) 啓発活動（例：防犯講習会、交通安全教室、悪質商法被害防止研修会等）

※＜対象外＞・広報紙の発行は対象外

- ・交流活動は対象外とする。
- ・個人支給の備品、消耗品（ヘルメット、食料品など）は対象外とする。
- ・団体の経常経費は対象外とする。
- ・事務機器、デジタルカメラ（ムービー）など持ち運んで使用する精密機器
- ・慰問活動に必要な機器
- ・公営の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備並びに公営施設の常設の設備備品

3. 事業実施年度

平成23年度（平成23年8月～平成24年3月31日）までに実施する事業。

4. 助成基準

- (1) 助成総額 2,000万円
- (2) 助成率 90%以内（千円未満切捨）
- (3) 助成額の上限 ①事業費：20万円 ②機器整備費：30万円
- (4) 連年連続で助成を受け助成金累計額が100万円に達した対象団体は、助成対象外とする。

5. 受付期間 平成23年4月1日（金）～平成23年5月13日（金）

6. 申請窓口及び審査

- (1) 団体所在地の市町共同募金委員会へ**2部**提出すること。
- (2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

7. 助成金の決定 平成23年7月中旬に通知

8. 助成条件（要確認事項）

平成23年度静岡県共同募金会助成要綱（IX助成の条件）による。

- (1) 機器整備の場合
- (2) 事業費の場合

9. その他、本要領にない項目は平成23年度静岡県共同募金会助成要綱による。

“赤い羽根”

地域福祉活動支援事業取扱要領

【対象事業年度：平成24年度（2012年度）】

社会福祉法人静岡県共同募金会

1. 対象団体

特定非営利活動法人、小地域活動団体（町内会自治会を含む）、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、ボランティア団体など）社会福祉活動を行う非営利の団体・グループとする。

2. 対象事業・助成率等

(1) 市町地域を活動対象とする事業

① 社会福祉を目的とする非営利団体

福祉または福祉に関連する活動を行う非営利の団体・グループ（特定非営利活動法人・小地域活動団体・ボランティアグループなど）には、事業費及び機器整備費を助成対象とする。

ア. 事業費

(ア) 高齢者・障害者・母子父子・児童等への直接的サービス事業又は支援事業。

(イ) 対象外・介護保険事業

- ・慰問活動・団体等の職員、構成員の資質向上を目的とする研修、旅行等
- ・機関紙等の広報事業や、大会等開催事業
- ・交流活動は対象外とする。
- ・個人支給の備品、消耗品（ヘルメット、食料品など）は対象外とする。
- ・団体の経常経費は対象外とする。

(ウ) 助成率は75%以内（千円未満切捨）

イ. 機器整備費（介護保険事業は対象外とする。）

機器整備または小破修理などを対象とする。（消費税及び助成標示費は対象とする。）

助成率は、90%以内（千円未満切捨）

<対象外>・事務機器、デジタルカメラ（ムービー）など持ち運んで使用する精密機器

- ・慰問活動に必要な機器
- ・建物、土地の取得及び大規模な改修
- ・公営の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備並びに公営施設の常設の設備備品
- ・車両購入の際の、諸経費は対象外とする。

② 社会福祉協議会

ア. 事業費（歳末たすけあい支援事業を含む。）

社会福祉協議会には、高齢者、障害児・者、児童・青少年、住民に対し、生活支援事業、社会参加事業、総合福祉的事業、災害・緊急関係事業など、地域住民の理解と協力および参加を基盤とする具体的な事業（介護保険事業は対象外とする。）に対して助成する。なお、市町支会で目標額を超過した額は、社会福祉協議会事業費に充当する。

イ. 機器整備費（介護保険事業は対象外とする。）

地域福祉・在宅福祉サービス用の機器整備（介護保険事業は対象外）。

助成率は、75%以内で限度額まで。（千円未満切捨）

(ア) 貸出用在宅支援機器整備（限度額：50万円）

(イ) 在宅支援車両（限度額：普通車 100 万円・8 人乗り以上の普通車 120 万円）
車両購入の際の、消費税及び助成標示費は対象とする。但し諸経費は対象外とする。

(2) 県域を活動対象とする事業

① 民間の特質性を発揮し、共同募金の助成金が主体となって実施される事業（事務機器は除く。）について助成対象とする。ただし、継続事業の助成については、前回助成の事後評価を実施の上、毎年見直しをする。

② 次の事業は、助成対象外とする。

ア 団体の職員・構成員等の資質向上を目的とする事業及び機関紙等の広報事業

イ 大会等開催事業及び助成事業

ウ 団体の経常経費は対象外とする。

③ 助成率

90%以内（千円未満切捨）

3. 事業実施年度

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）までに実施する事業。
（ただし、歳末たすけあい支援事業は平成23年度事業とする。）

4. 受付期間 平成23年4月1日（金）～平成23年5月13日（金）

5. 申請窓口及び審査

(1) 団体所在地の市町共同募金委員会へ**2部**提出すること。

(2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

6. 助成金の決定 平成24年3月中旬に通知

7. 助成条件（要確認事項）

平成23年度静岡県共同募金会助成要綱（IX助成の条件）による。

(1) 機器整備の場合

(2) 事業費の場合

8. その他、本要領にない項目は平成23年度静岡県共同募金会助成要綱による。

“赤い羽根”

福祉施設機器整備事業取扱要領

【対象事業年度：平成24年度（2012年度）】

社会福祉法人静岡県共同募金会

1. 対象施設

特定非営利活動法人、社会福祉法人、更生保護法人等（福祉関係団体を含む。法人格は問わない。）が運営する社会福祉施設とする。

- ① 法定外施設（放課後児童クラブを含む。）
- ② 法定施設

2. 対象事業

施設利用者やサービスを受ける人の生活や処遇の向上を目的とする機器整備及び建物の補修等を対象とする。

ただし、法人格のない団体の登記、登録（車両は除く。）が必要となる財産の取得、及び賃貸借物件の資産価値を高める事業は原則対象としない。

3. 事業実施年度

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に実施する事業。

4. 助成基準

(1) 助成率

区分	助成率	備 考
①法定外施設	90%以内	[対象外] ・連年で助成を受けた法定外施設で、その助成金の累計額が100万円に達した年度の翌年度は、助成対象外とする。 ・事務機器は対象外とする。
②法定施設	75%以内 (車両の場合 60%以内)	[対象外] ・相当な財源があって所要経費の支弁に支障がないと認められる場合は助成対象外とする。（相当な財源とは、施設経理区分において「前年度の留保金」（当期末支払資金残高・その他の積立金の合計額）が1億円以上又は前年度経常収入の4/12を超えた状態をいう。なお、前年度経常収入が3千万円未満の施設は除く。 ・事務機器は、対象外とする。 ・前年に助成を受けた法定施設は、対象外とする。 ・認可保育所で、申請時及び実地調査時に定員を満たしている場合は、対象外とする。

※消費税及び助成標示費は対象とする。但し車両購入の際の、諸経費は対象外とする。

※助成希望額は、千円未満切捨とする。

※車両の買替えについては、原則として9年以上又は走行距離が10万^{km}以上の車両を対象とする。

5. 受付期間

平成23年4月1日（金）～平成23年5月13日（金）

6. 申請書の提出及び審査

- (1) 提出部数 2部（添付書類も含む）
- (2) 提出先 施設所在地の市町共同募金委員会へ提出すること。
- (3) 審査 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。

7. 助成金の決定 平成24年3月中旬に通知

8. 助成条件

平成23年度静岡県共同募金会助成要綱（IX助成の条件）による。

- (1) 機器整備の場合
- (2) 事業費の場合

9. その他、本要領にない項目は平成23年度静岡県共同募金会助成要綱による。